

平成 24 年 7 月 20 日

第 11 回食品表示一元化検討会「報告書（案）」における  
「加工食品の原料原産地表示」に関する記述についての意見

消費生活コンサルタント 森田満樹

本検討会は、昨年 9 月末の検討会発足時より「加工食品の原料原産地表示」を論点の一つとして、議論を重ねてきた。前半の第 1～6 回検討会を経て公表した中間論点整理においては、5 項目のうち論点 4 として、それまでの検討内容をまとめた。それをもとに、国民の意見を聞く意見募集、意見交換会が平成 24 年 3 月に行われた。さらにその後の第 8 回、第 10 回検討会では、「品質の差異」の観点にとどまらない、新たな「誤認」という観点から、検討が行われてきたところである。

しかし、今回提示された「報告書（案）」には、論点 4「加工食品の原料原産地表示」の項目が削除され、「合意には至らなかった」とする記述に留まっている。検討会の中でも多くの時間を費やして議論をした論点がなぜ、「合意に至らなかった」のか、その検討内容について報告書の中に記録を残すべきではないだろうか。

記録を残すことは、中間論点整理の段階で国民や関係者の意見を求めた検討会としての責務でもあり、また、合意に至らなかった理由を示すことは、問題解決の難しさがどこにあるかを示すことになる。今後の議論にも反映されるはずである。これまでの目次のとおり、論点 4 として残すのが本筋であるが、コンセンサスが得られないのであれば、別紙に加えて頂きたい。

以下に、報告書案に記すべきと考える議論の主要な論点について、前半、中間論点整理、後半の議論の順に示す。

## 1. 中間論点整理がまとめられるまで（食品表示一元化検討会前半の議論）

前半の第 1～6 回の検討会において、原料原産地表示の対象品目の選定の考え方を中心に意見交換が行われた。検討会の議論の中では、原料原産地表示制度そのものに対する否定的な意見や、その拡大に慎重な意見が大勢であった。これに対して、原料原産地表示の拡大は閣議決定で既に決まったことであり、拡大を前提に議論をすべきという意見が出された。二つの意見に分かれたまま、コンセンサスは得られなかった。

### (1) 拡大に慎重な理由の主なもの

- 原料原産地表示を行うことで国産が良いとか、輸入品が良いとか、放射線問題等も含め、風評被害等に結びつき、安全性を誤認される要因になるのではないか。
- 検討会の順番としては、適用範囲、必要な情報は何か、表示すべきものはどれかという視点で、最終的にはその記載方法の実行可能性をあわせて検討していくべき。
- 原料原産地表示の拡大は、国際的な視点が必要。コーデックスではまだコンセンサスを得ているものではない。EUでは、従来の伝統的表示、地理学的な表示等、別の戦略を持っている。

### (2) 拡大を推進する理由の主なもの

- 消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）において、加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大することが掲げられており、拡大は当然。
- 今までのように一品一品広げていくやり方には限界があり、原則として全ての加工食品に義務化という姿勢で、その上で課題を解決していく方法を議論していくべきである。
- 商品の実態を知りたいという消費者のニーズに対して、どのように応えるかという方向を探ることは当然のことではないか。

## 2. 中間論点整理の発表（平成 24 年 3 月 5 日）に寄せられた様々な意見

第 1～6 回の検討会では、義務化の拡大について両者の意見のコンセンサスが得られないまま、平成 24 年 3 月 5 日、両論併記の形で以下の中間論点整理が発表された。これに対して意見募集、意見交換会が行われ、様々な意見が出された。

加工食品の原料原産地表示の拡大についての主な考え方

- (1) 新たな食品表示制度の下でも、引き続き、従来要件を基本に考える。
- (2) 義務表示品目を拡大するよりも、ガイドライン等を整備して、その対象を拡大する。
- (3) 原則、原料原産地表示を全ての加工食品に義務化するという姿勢に立って、それに向けた課題を解決する方法を検討する。
- (4) 現在、原料原産地の表示が義務化されているものについても、その必要性について改めて検討する。
- (5) 例えば、原材料に関する冠表示や強調表示をした場合については、その表示を消費者が商品選択の基準とすることが想定されるため、その原料原産地を表示させる方法を検討する。
- (6) 消費者が加工食品の原産地の表示を見て、原料の原産地も同様であると誤認しやすいような場合について、原料の原産地も併せて表示させることを検討する。

### (1) 意見交換会の概要

中間論点整理の発表を受けて、平成 24 年 3 月 23 日、意見交換会が実施され 23 団体が意見を述べた。

消費者団体系の発表者からは、①加工食品の原料原産地表示の義務化を原則とする、②複合原材料も表示などもすべて情報開示する、③50%ルール<sup>1</sup>の撤廃等の意見が出された。

一方、事業者系団体からは、①加工度が高く、多くの原材料を使用する食品や表示面積が物理的に少ない食品の原料原産地表示を義務化することは実行上困難、②中間加工品を原料とする食品は、輸入先や産地が頻繁に変更されるとともに、多段階の流通過程を経て仕入れられるので、原料産地の情報把握が困難、③国産品にのみ表示義務を課して輸入品に表示義務を課さない考え方は、国内食品産業の輸入品との競争関係を著し不利となり、ひいては食品産業の空洞化を招く、④包材の変更は原材料の調達先の急な変更に対応することは困難であるとともに、原料調達先変更により使用できなくなった包材はロスとなり、環境上の大きな負荷となる等、実行可能性に関する問題点が指摘された。

### (2) 意見募集の概要

中間論点整理で出された 6 つの論点について、主な意見がそれぞれ出された。

- ① 原料原産地表示をする品目の要件については、長い時間をかけて農水省・厚労省の表示共同会議の場でしっかり検討された考え方があり、それに従って検討していくべきである。
- ② 国際規格との整合性、原料の調達先や配合割合の頻繁な変更、食品の安全問題を誤誘導する等の問題があるため、義務化ではなく食品事業者の自主的取組に委ねるべきである。
- ③ 原則として全ての加工食品に原料原産地表示の表示義務を課すべき。
- ④ 原料原産地表示は増やすべきではない。原料原産地表示制度の存在意義に疑問を感じる。
- ⑤ 商品名やキャッチコピーに強調されて原料原産地が表示されているものに関しては、使用割合を併記させるなど措置を講ずるべき。
- ⑥ 加工食品の主な原材料の素性を知りたいというのは消費者の要望である。現行の制度では 49%以下の原材料に輸入品が入っていても表示義務がないため、多くの消費者が国産と誤認して購入している可能性がある。

## 3. 食品表示一元化検討会後半（第 8・10 回）で検討された内容について

中間論点整理後、消費者庁事務局より「新たに誤認という切り口を提示することで、検討会のコンセンサスを得られるのではないかと」として、以下の「論点についての検討方向（たたき台案）」が示された。

「（前略）これまでの「品質の差異」の観点にとどまらず、原料の原産地に関する誤認を防止し、消費者の合理的な商品選択の機会を確保する観点から義務付けることとし、原料の品質が加工食品の品質に与える影響が明らかでなくても、消費者が当該加工食品の加工地（＝原産地（国内））と原料の原産地が同じであると誤認しやすい商品については義務付けの対象とすることとしてはどうか。」

さらに第 10 回検討会では、原料原産地の誤認を防止する観点からの表示を義務付け方式として、

- （１）指定加工食品に原料原産地表示を義務付ける方式
- （２）指定加工食品のうち、一定の強調表示がされているものに原料原産地表示を義務付ける方式が示された。

これに対し、検討会委員からは、反対意見や疑問が相次いだことから、コンセンサスは得られなかった。

- 原料原産地表示については、やはり加工食品は原則すべてにおいて義務化し（やむを得ない事情のあるものに限り例外あり）、加えてすべての外食・中食についても原則義務化（例外あり）を行うべきである。
- 韓国における加工食品の原料原産地表示は、その義務を多くの加工食品に課しているが、それにかかるコストは販売価格の 0.07～0.25%にすぎないという報告もある。
- 「消費者が原産地（国内）と原料の原産地が同じであると誤認しやすい商品」とあるが、食糧自給率が約 40%、米を除けばさらに低いという状況の中、加工食品は殆ど輸入原料を使っており、このような誤解を生む可能性は非常に高く、この判断基準で良いのか。
- 誤認は受け取る人によって感覚が違い、曖昧な判断基準である。
- 知りたいという一部の消費者が誤認するからといって、コストを全ての消費者が負担するのは疑問。
- 今回提示された方式は、かつて消費者・事業者双方にわかりにくいとされた個別方式に逆戻りすることになり、不適切である。今回、唐突に誤認防止を義務付けの根拠とするという考え方が示されたが、このような内容を拙速にとりまとめるということでは、理解を得られない。
- 価格差というメルクマールがでてきたが本検討会で検討していない。従来の要件 I、II である、品質の差異、50%以上もなくなるが、これまでの選定品目との整合性はどうなるのか。
- 原材料が日本産であるか否かを消費者が認識できるようにするための表示は、外国産の原材料と日本産の原材料を差別することになる場合もあり、WTO からは認められてきていない。消費者が誤認するかもしれないという根拠に基づいて、輸入品に原料原産地を義務付けをせず、国内で加工・生産された食品のみ原料原産地表示を義務付ける制度というのは、国内の事業者に過度な負担を課し、不公平な、バランスのとれない制度になる。

今回の食品表示一元化検討会では、新たなメルクマールも含めて、上記のとおり活発な議論が行われている。しかし、拡大について様々な問題が派生することも指摘され、結局のところ合意には至らなかった。なお、原料原産地表示の拡大については、これまでも食品表示に関する共同会議や、消費者委員会の原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会で、検討が行われてきたところである。しかし、表示拡大の新たなメルクマールは定められていない。

改めてこの問題の難しさが浮き彫りになった検討会の経緯について、以下の議事録に詳細があり、さらに本検討会では中間論点整理に対する意見交換会と意見募集、消費者を対象としたアンケート調査も含めて、ここに示すものである。

（検討会参考資料・議事録の抜粋 URL を示す）

以 上